

菊池事件の再審開始を求める署名にご協力をお願いします

昭和37年9月14日、一人の男性が殺人事件（菊池事件）の犯人として死刑の執行を受けました。この事件の裁判が開かれたのは、ハンセン病療養所である菊池恵楓園や菊池医療刑務所のなかに設置された特別法廷。男性は「自分は殺人などしていない」と主張したものの、実質的に非公開の法廷で行われ、男性以外は裁判官や検察官、弁護士までもが予防衣を着て、証拠物はゴム手袋をして箸で持つという、考えられないような差別と偏見に満ちた裁判手続によって、死刑判決を受けました。

熊本地方裁判所は、令和2年2月に、「菊池事件違憲国賠請求訴訟」の判決で、菊池事件の裁判手続が憲法13条(個人の尊厳)や14条1項(法の下での平等)に違反していたと認め、さらに憲法37条1項や82条1項(裁判の公開)にも違反する疑いがあると指摘しました。しかし、このような憲法違反の裁判でなされた死刑判決について、再審請求権を有している検察官は未だ再審請求を行っていません。

そこで、令和2年11月13日、全国1205名の市民が、熊本地方裁判所に対し、菊池事件についての「再審請求書」を提出しました。これは、菊池事件で犯人として死刑の執行を受けた男性の名誉を回復するための行動であると同時に、憲法違反の手続によって死刑判決がなされることなど許されないということを国に認めさせるための、いわば憲法を守るための行動でもあり、さらには世の中にはびこるハンセン病に対する偏見差別を是正するための行動でもあります。

この行動は憲法上の請願権に基づくものであり、裁判所に対し請願に応えるよう働きかけるためには、菊池事件の再審開始について多くの人が求めていることを示さなければなりません。

どうか、菊池事件について再審を行うことの重要性についてご理解いただき、「菊池事件の再審開始を求める署名」にご協力いただきますよう、よろしく願いいたします。

令和3年1月

<呼びかけ人> 菊池事件の再審をすすめる会

〒860-0834 熊本市南区江越 1-17-12 菜の花法律事務所

菊池事件再審弁護団

〒860-0844 熊本市中央区水道町 14-24 桜樹法律事務所

菊池事件再審弁護団 事務局長 弁護士 馬場啓

<署名集約先> 〒860-0078 熊本市中央区京町 2丁目 12-43 熊本中央法律事務所

ハンセン病国賠訴訟を支援する会・熊本 事務局長 伊藤京子

(TEL 096-322-2515)